

JIE

JOURNAL OF INCLUSIVE EDUCATION
PRINTED 2022.0830 ONLINE ISSN: 2189-9185
PUBLISHED BY ASIAN SOCIETY OF HUMAN SERVICES



AUGUST
2022
11

MAMIKO OTA

[IN THE CIRCLE OF THE STREET LIGHTS]

ASIAN SOCIETY OF HUMAN SERVICES

ACTIVITY REPORT

留学生チューター制度の現状と課題

—下関市立大学を例として—

The Current Situation and Issues of Tutorial System for International Students; Shimonoseki City University Case Study

猪又 由華里¹⁾ 西村 政子¹⁾

Yukari INOMATA

Masako NISHIMURA

1) 下関市立大学

Shimonoseki City University

<Key-words>

チューター制度, 留学生支援, 国際交流, 異文化理解

tutor, international student support, international exchange, cross-cultural understanding

inomata-yu@eco.shimonoseki-cu.ac.jp (猪又 由華里)

Journal of Inclusive Education, 2022, 11:131-140. ©2022 Asian Society of Human Services

ABSTRACT

下関市立大学では 1991 年から外国人留学生の学習や生活を支援する留学生チューター制度が導入されている。留学生チューター制度が留学生だけでなく留学生チューターにとっても教育的意義があることは従来の研究で示唆されており、本学においても同様に留学生チューターに対し様々な教育的意義があると考えられる。また、新型コロナウイルスの影響で海外との人的交流が遮断されている昨今、学内での国際交流や異文化理解の体験の場が求められており、留学生チューター制度にはその役割を担う可能性が十分にあり得るのではないかと考える。一方で、留学生チューター制度が十分機能していない場面も見受けられる。そこで、本稿では、下関市立大学における留学生チューター制度を概観するとともに、2021 年度の留学生と留学生チューターへのアンケート調査の結果から留学生チューター制度の現状と課題を明らかにする。また、アンケート調査結果を基に行った 2022 年度の留学生チューター制度への改善を述べることにより、本学の留学生チューター制度の今後の課題を検討することを目的とする。また、留学生チューター制度の学内での国際交流や異文化理解体験の場としての可能性についての示唆を得る。

Received

30 June, 2022

Revised

1 August, 2022

Accepted

10 August, 2022

Published

30 August, 2022

I. はじめに

大学におけるチューター制度は、留学生を対象にし、受け入れ大学が提供する支援であり、留学生の学習面、生活面などにおいて同じ大学生がサポートする支援システム並びに適応支援制度である¹⁻²⁾。

このチューター制度は、政府の留学生受け入れ推進政策により、1972年に国立の高等教育機関における国費留学生を対象に制度が開始され、1976年には私費留学生にも導入並びに適用されるようになり、現在のチューター制度として活用されている³⁻⁴⁾。さらに、単なる留学生支援のみならず、留学生と交流することにより、日本人在学生が異文化接触、異文化理解、新たな人間関係構築の機会、国際理解への関心などを通じて、さらなる大学におけるグローバル人材育成の一部を負うことにもつながる制度である¹⁻⁴⁾。

公立大学法人下関市立大学（以下、本学）の所在地である下関市は、朝鮮半島や大陸との結節点に位置し、古くから在日韓国人を始め様々な国・地域の文化が融合し多様な国際関係が形成されたダイバーシティである。その環境から、「国際社会における人々の交流と共生のあり方についての理解を深め、新たな展望を切りひらく」ことを本学の理念の一つに掲げ、市の姉妹都市であるアメリカ・カリフォルニア州ピッツバーグ市、中国・青島市、韓国・釜山広域市、トルコ・イスタンブール市を所在地とする協定校を初め海外の16の大学と友好交流協定を結び、学生の相互派遣等を行なっている。

本学のチューター制度は、下関市直轄の1991年に外国人留学生相談員（現在の留学生チューター）の導入を開始し、日本語教育、基礎学力及び学習の向上を図るため、1週間に2時間助言を行うことを「下関市立大学外国人留学生特別指導制度実施要綱」（以下、要綱）によって定め、2007年に法人化した後もほぼ同様の内容で受け継がれた。また、外国人留学生相談員は、2年生以上の学生を下関市立大学国際交流委員会に所属する教員が推薦し、活動に応じて謝金を支払うものとしていた。1980年代の開発途上国への文教政策、1990年代の知的国際貢献政策により留学生の受入れ促進に力点を置いていた日本のグローバル化が背景となり、要綱が定められた当時の留学生相談員は、専ら外国人留学生の学力の向上を促す存在だった。日本のグローバル化の転換点となったグローバル人材育成推進会議⁵⁾、大学は国際社会で活躍できる人材の育成を期待されるようになり、本学も2020年7月「国際交流センター」を事務局の一部から独立させて要綱を廃止し、日本人学生と外国人留学生が共生し切磋琢磨する新たなチューター制度への取組みを目指すこととなった。

留学生チューター制度は国立大学を始め、様々な大学で導入されているが、有効に機能しているとは言いがたい例も報告されている⁶⁻⁸⁾。本学の留学生チューター制度も様々な課題が散見しており、制度の見直しが求められる。一方で、本来留学生のための制度であった留学生チューター制度が、留学生チューター（以下、チューター）をする学生に対しても学びや成長の場であることは、田中を始め様々報告されている⁹⁾。本学においても、チューターにとっての国際交流や異文化理解の場であることは確かである。本稿では、下関市立大学における留学生チューター制度の概要を述べ、留学生及びチューターを対象としたアンケート調査の結果を考察する。さらに、先行研究から留学生チューター制度の改善を目指す示唆を得たい。その上で、留学生チューター制度の学内の国際交流や異文化理解の体験の場としての可能性についても検討していく。

II. 下関市立大学における留学生チューター制度の概要

1. 留学生チューターの役割と留学生に対するサポート内容

本学のチューターの主な役割は、①予習復習や履修方法に関する助言など留学生の学習や研究を直接支援する、②留学生の日本語の上達を助ける、③留学生の日常生活の支援をする、という3点である¹⁰⁾。

サポートの内容は①中心となるサポートと、②必要に応じて行うサポートの2つがあり、①の中心となるサポートには、履修相談や講義、研究、実習などの支援、レポート研究論文等の補助的添削、学内の諸施設利用のアドバイス、日本語の補習、日本語会話、専門用語の説明、日本文化や社会的慣習の紹介並びに説明、来日、引越し直後の買い物の手伝いなどが挙げられる。②の必要に応じて行うサポートには、来日時の出迎え、帰国時の見送り、来日直後の学内外で必要な諸手続きや登録等の支援、住居探しのサポート、病気・けが等病院への付き添いなどが挙げられる。さらに、チューターは、留学生にとって、何でも相談できる関係の構築に努めるように指導しており、幅広いサポートが求められる存在である。

2. 留学生チューター制度に該当する留学生と活動期間

本学の留学生チューター制度の対象となる外国人留学生とは、学部留学生、特別聴講学生(協定校からの交換留学生)、科目等履修生、大学院留学生を指す。チューターによるサポート期間は入学直後の1年間となるが、留学生チューター活動は、長期休暇中は行わないため、前期は4月～8月、後期は9月～2月が活動期間となる。

活動時間は、留学生の種類によって異なり、学部留学生と大学院留学生、科目等履修生は1週間に1時間、特別聴講学生は1週間に1.5時間となる。

3. 学生チューター委嘱までの経緯と活動内容

本学の留学生チューター制度は、1991年に導入されたと先に述べた。導入時は教員の推薦によってチューターを選定していたが、現在は下関市立大学国際交流センターが本学の学生に対してチューターを募集し、選定している。チューターの資格は、①2年生以上の学部・大学院に在籍する学生(留学生も含む)、②学業成績が良好な学生、③留学生をサポートしたいという意志がある学生、④国際交流に関心がある学生、⑤留学生チューター説明会に参加した学生という5点であり、留学生数によって、年1・2回募集を行う。応募した学生は、留学生チューターとして委嘱され、その中から主に留学生の専攻、国籍や性別といったチューター側の希望を考慮し、国際交流センターの教職員がマッチングを行う。留学生1名に対して1名のチューターがつき、原則一対一で1年間の活動を行う。担当留学生がいない場合は、希望に応じて留学生チューター補佐として登録を行う。留学生チューター活動期間中、何らかの事情で活動の継続が困難な事態が発生した場合に、留学生チューター補佐から新たなチューターをマッチングし、活動を行う。

留学生チューターの活動内容は、留学生サポートだけではなく、チューター活動の活動計画書と実績報告書の提出、留学生チューター会への参加が義務づけられている。活動計画書は、学期開始時に1ヶ月ごとの活動内容を留学生とチューターが相談して作成する。実績報告書には、サポートを行った日時とサポート内容を記入し、担当留学生にサインをもらったものを毎週国際交流センターに提出する。国際交流センターは、実績報告書の内容を精査し、

活動内容と活動時間に応じた謝金を留学生チューターに支払う。

留学生チューター会は、留学生への連絡事項やサポートしてほしい内容を国際交流センターからチューターに伝える場として、また、チューター同士の情報交換の場として活用するものであり、毎月1日に1時間程度実施している。

Ⅲ. 2021年度留学生チューター活動に関する調査

1. 調査の概要

2021年度に入学した学部留学生4名と、それぞれに一对一でついた留学生チューター4名に対し、留学生チューター制度に対するアンケート調査を行った。調査時期は約1年間の活動終了時で、留学生チューター制度への提言とするために制度に対する感想や、留学生チューター制度を概観するために活動内容についての設問である。回答数は留学生3件、チューター3件であった。倫理的配慮については、本調査で収集したデータは本研究及び本学の国際交流センターの活動報告に使用すること、また、データを公表する場合は個人情報特定できないよう配慮し、保管を慎重に行うことを調査対象者に伝え、同意を得てから調査を行った。

2. 調査項目と結果

1) 調査項目

(1) 留学生向きの調査項目

留学生に対して調査した項目は表1に示す。①1年間どんな活動を行なったか、②チューター活動としてサポートが必要だと思うことは何か、③チューター制度があつてよかったことは何か、④チューター活動をしていて困ったこと、大変だったことは何か、⑤チューターとの関係、⑥チューター活動の満足度、⑦チューター制度に対する感想、チューター制度をよくするために必要なことは何か、⑧その他の意見の8項目である。

表1 留学生向きのアンケート

留学生への調査項目	
問1	1年間どんな活動を行ったか(どんなサポートを受けたか)
問2	チューター活動としてサポートが必要だと思うこと
問3	チューター制度があつてよかったこと
問4	チューター活動をしていて困ったこと・大変だったこと
問5	チューターとの関係
問6	チューター活動の満足度
問7	チューター制度に対する感想・チューター制度をよくするために必要なこと
問8	その他意見

(2) チューター向きの調査項目

チューターに対する調査項目は表2に示す。①チューターになろうと思った理由、②1年間どんな活動をしたか、③チューター活動をしてよかったこと、④チューター活動をしていて困ったこと、大変だったこと、⑤チューター活動をして得たものは何か、⑥留学生との関係、⑦チューター制度に対する感想、チューター制度をよくするために必要なことは何か、⑧次のチューターへのアドバイスの8項目である。

表2 チューター向きのアンケート

チューターへの調査項目	
問1	どうしてチューターになろうと思ったか
問2	実際にどんな活動をしたか
問3	チューター活動をしてよかったこと
問4	チューター活動をしていて困ったこと・大変だったこと
問5	チューター活動をして得たもの
問6	留学生との関係
問7	チューター制度に対する感想・チューター制度をよくするために必要なこと
問8	次のチューターへのアドバイス

2) 調査結果

活動内容に関する設問（留学生に対する設問①と、チューターに対する設問②）では、「授業について」「生活支援」「相談・アドバイス」が共通して得られた。一方、留学生のみの回答に「日本語指導」、チューターのみの回答に「互いの国について話す」という回答が得られた（表3）。

表3 活動内容に関する設問の回答

設問	一方のみの回答	共通した回答
留学生に対する設問① 「1年間どんな活動を行ってきたか（どんなサポートを受けたか）」	・互いの国や文化について話す	・授業や履修の支援 ・生活支援 ・相談やアドバイス
チューターに対する設問② 「実際にどんな活動を行ったか」	・日本語支援	

チューター活動の利点は何かという設問（留学生に対する設問③とチューターに対する設問③）については、留学生の回答は「友人・相談相手ができる」「授業や生活のサポートが受けられる」であるが、チューターの回答は「互いの国の文化を知ることができる」「違う国の人・先輩と交流できる」であり、共通する回答は得られなかった（表4）。

表4 チューター活動の利点に関する設問の回答

設問	一方のみの回答	共通した回答
留学生に対する設問③ 「チューター制度があってよかったこと」	・友人や相談相手ができる ・授業や履修の支援を受けられる ・新入時の手続きの支援を受けられた	-
チューターに対する設問③ 「チューター活動をしてよかったこと」	・違う国の人と交流できた ・互いの国や文化を知れた ・先輩と交流できた	

チューター活動中の困難や苦勞についての設問（留学生に対する設問④とチューターに対する設問④）については、留学生は「特にない」「話を聞いてくれるがアドバイスはくれない」との回答で、チューターは「自分の発言や言動が伝わらないときがあった」「手続きについてわからないことがあった」「互いの予定があわなかった」との回答が得られた（表5）。

表5 チューター活動中の困難や苦勞

設問	一方のみの回答	共通した回答
留学生に対する設問④ 「チューター活動をしていて困ったこと・大変だったこと」	・話は聞いてくれるがアドバイスはくれない ・特にない	
チューターに対する設問④ 「チューター活動をしていて困ったこと・大変だったこと」	・自分の発言や言動が伝わらないときがあった ・手続きについてわからないことがあった ・互いの予定が合わなかった	

互いの関係についての設問（留学生に対する設問⑤とチューターに対する設問⑥）は、5段階評価で留学生の平均は3.3、チューターの平均は5で、留学生のチューター活動に関する満足度（留学生に対する設問⑥）は、5段階評価で平均4であった。

チューター制度に対する感想及び意見については、以下の回答が得られた。

チューターは、「週1時間はちょうどいい」
「他のチューターがどのような活動をしているかわからない」

留学生は、「チューターは留学生と同じ学科である方がいい」
「1学期と2学期は別のチューターの方がいい」
「全員にチューターをつけるのではなく、希望者につける方がいい」
「他のチューターと留学生はどのような活動をしているかわからない」

チューターへの応募理由（チューターに対する設問①）については、「異文化体験をしたい」「留学生と交流したい」「1年生の支援をしたい」との回答が得られた。また、チューター活動をして得たもの（チューターに対する設問⑤）については、「異文化の知識」「留学生と話すことでこれまで知らなかったことを知れた」「どうしたら相手に伝わるか考えるようになった」「友情」との回答が得られた。

3) 調査結果に対する考察

実際の活動内容については、留学生とチューターの回答に差異が見られた。「互いの国や文化について話した」「日本語の添削を受けた」という回答は、留学生とチューターが無意識的に行なっていた活動を互いが評価していたと考えられる。チューター活動の利点についてのチューターの回答も、留学生との交流や異文化理解に対する回答が得られ、留学生との交流自体に利点があるとの捉え方をしていることが明らかとなった。

チューター活動中の困難や苦勞については、留学生は「特にない」との回答が2件で、「アドバイスをくれない」との回答が1件であった。チューターからはコミュニケーションに関する回答と、手続きがわからないことや予定が合わないといった具体的な回答が得られ、留学生側は問題を感じていないが、チューター側は何かしらの問題を感じていたことが伺える。

留学生とチューターの関係性については、チューターの方が留学生より数値が高いが、概ね良好であったということがわかり、留学生との関係性に対する満足度も比較的高い結果となった。チューター制度に対する意見や感想には、チューターからの否定的な意見はなかつ

たが、留学生からは、チューターの必要性や1年間同じチューターとの活動への疑問が挙げられた。これについては、チューターとの関係や満足度が低くないことから、チューター制度への純粋な指摘であると考えられ、今後制度の在り方を検討する際の提言となり得る。

チューターの応募理由やチューター活動で得たものについての回答は、異文化理解や留学生との交流といった回答が多く、チューター活動が学内の国際交流の機会としてとらえられていることが明らかとなった。

IV. 留学生チューター制度における課題

1. 2021年度の調査結果から2022年度への改善点

2021年度の調査の結果から、2022年度の活動に際し改善した点は以下の通りである。

1) チューター間の連携の強化

他のチューターがどのような活動をしているかわからないとの回答が得られたが、留学生チューター会は以前から実施されていた。チューターには参加義務があったが、2020年度は新型コロナウイルスの影響により、大学での授業が全面オンラインでの実施となり、チューター活動も遠隔によるサポートを強いられた。2021年度は対面での授業が再開され、留学生チューター活動も対面での活動が推奨されたが、留学生チューター会は対面では行うことができず、チューターが直接情報共有する場を設けることができなかった。そこで、2022年度は、学内での活動も緩和の兆しが見られたこともあり、毎月1回の留学生チューター会を対面で開催している。そこでは、事前にチューター会で議題としたいこと、他のチューターに質問したいことを、Google formsを利用して募集し、取り上げている。

2) 留学生ハンドブックの作成

伊藤(2009)では、留学生チューターハンドブックの作成について言及されたが、2021年時点で作成しておらず、留学生とチューターの活動初日にオリエンテーションを行い、留学生チューター制度についての説明を行っていた。その際に使用する資料は、活動内容や活動方法などが中心となっていたが、新たに注意事項や学内の相談機関の情報を加え、留学生チューターハンドブックとして2022年度の留学生とチューターに配布した。

一方で、課題の認識には至ったが、より慎重な検討を要する点も明らかになった。

1) 留学生側の希望の反映

2021年度の調査で、留学生から留学生チューターが必要か否かは選択制にした方がいいとの意見については、現時点で選択制にすることは困難な状態である。2021年度の留学生は、新型コロナウイルスの影響もあり、全員が日本国内の学校からの進学者であったため、日本での生活に慣れており、学習面でも特に困難を感じておらず、支援してもらえないということが要因のひとつであると考えられた。本学の留学生チューター制度は、留学生の種類によって活動時間は多少異なるが、入学後最初の1年間はチューターが必ずつくことになっており、留学生全体の公平性を保つために、必要か否かを選択することができない。そのため、2022年度においても、事前に留学生にチューターの必要性は問わず、全員に留学生チューターをつけている。

2) 留学生とチューターのマッチング

チューターを留学生と同じ学科から選んだ方がいいという意見も得られたが、瀬口・田

中(1999)や水本・池田(2005)でも述べられているが、留学生の多い学科や留学生チューターを希望する学生の学科が一致することは難しい。現在は、異なる学科であっても一対一での活動を優先させて留学生とチューターをマッチングしてきたが、同学科であることを優先させ、一対一の活動にこだわらずにチューター1名が複数の留学生を担当する方法や、グループ単位での活動などを検討する必要がある。

2. 2022年度の留学生チューター活動における課題

2021年度の調査結果に基づき、いくつかの改善を加えて開始した2022年度の留学生チューター制度であるが、学期途中にして見えてきた現状と課題を記す。

現状として、2021年度と異なる点としては、一対一の担当にこだわらず、他の留学生を担当するチューターや留学生チューター補佐に活動を依頼している点である。本学の留学生チューター制度は、留学生とチューターは友人としての関係構築を進めており、一対一の活動が原則である。そのため、留学生よりチューターの人数が多く、担当留学生がいない場合もある。その場合は、希望により留学生チューター補佐として登録し、チューターに活動できない事態が発生した際は、留学生チューター補佐の中から、新たなチューターが選定される。2021年度までの留学生チューター補佐は、留学生とチューターに長期間活動できない自由が発生しない限り活動の機会はなかったが、2022年度は、短期間内の活動に関しても担当チューターが活動できない場合は、チューター補佐や他のチューターに活動を依頼している。結果として、それぞれ複数の友人ができ、留学生とチューターの関係構築に役立っている。

課題としては、2021年度の調査結果で「必要な留学生にのみチューターをつけた方がいい」との意見があったが、サポートを必要としない留学生との活動に困難を感じるチューターが発生しているというのが挙げられる。留学生に対する留学生チューター制度の説明は、入学初日に担当チューターと共に参加する、オリエンテーションの際に行なわれる。その際に、留学生チューター制度の内容や意義を説明しているが、留学生にとっては「支援を受けられる制度」としての認識が強く、「困っていること」の有無について、特になじみを感じる留学生が多い。しかし、チューターが必要ないと話す留学生の中にも、学業成績や日本語習得の観点で上級学生からのアドバイスを受けた方がいいと感じる留学生がいるのは事実である。そのため、留学生に対する留学生チューター制度の説明を丁寧に行なう必要がある。園田

(2008)では、チューター活動に対する留学生とチューターの認識のずれを調査し、留学生は学習支援制度としてのチューター活動を積極的に評価しているが、自分自身の期待と異なっているケースもあることを述べた。また、伊藤(2009)では、留学生の期待にチューターが答えられない場合に留学生とチューターの関係が疎遠になることを指摘した。現在、留学生とチューターのマッチングを行なう際、留学生に対してはチューターに関する希望をとっていない。しかし、チューターの学科や性別、国籍によりサポートできる内容は異なるため、留学生にサポートしてほしい内容、チューターに関する性別や国籍の希望など、ニーズを事前に調査するべきである。留学生がどんなサポートを期待しているかを事前に調査することで、サポートすることがなく疎遠になるという課題を解決できると考える。

V. 今後のチューター制度に対する考察

チューターの活動は多岐にわたり、一対一の活動ではサポートに限界がある。本学の留学

生チューター制度は、友人関係を構築し、相談相手としての役割を担うことを想定しており、上級留学生が留学生チューターとしてつくこともある。その場合、成績が優秀であることも選定基準に含まれているものの、日本語指導は困難である場合もある。そのため、来日直後の生活面のサポートや精神面での支えとしては十分な役割を果たすが、学習面での効果を十分に期待できるとは言いがたい。大塚（2013）では、留学生チューターを「渡日時チューター」と「個別チューター」に分けて運用し、活動内容は両方で住み分けられていると報告している。本学でも、留学生チューターの志望動機には、「留学生をサポートしたい」というものもあれば、「留学生と友達になりたい」というものもあり、留学生との交流を目的にチューターを志望した学生のニーズと、学習面でのサポートに重点を置く留学生のニーズには差が生まれることになる。その結果、留学生側の満足度が下がってしまう可能性がある。実際に、本学で「渡日時チューター」や「個別チューター」のように、サポート内容に合わせて留学生チューターを分ける場合、十分な人数を確保できるのかという課題が出てくる。水本・池田（2005）においても、優秀なチューターを確保することを課題として挙げており、そのためには「一対一」の制度だけではなく「多対多」の制度を作ることで、制度への参加者を増加させ、より多くの人々にチューター活動の有意義さを実感する機会を提供することとなり、優秀なチューターを増やすことにつながるのではないかと述べている。また、留学生チューター制度は、日本人学生にとって、身近な異文化交流の体験であり、国際人として成長するための礎となり得るものであるとも述べ、積極的に学園内で評価していく環境と文化を創り上げる努力をしていく必要があるとしている。

2022年度の留学生チューター活動の際の改善点を先に述べたが、2021年度は一対一での活動のみで、複数の留学生と留学生チューターがともに活動を行った事例は報告がなかった。しかし、2022年度は、新型コロナウイルスの影響で、指定日に来日することが困難であり、来日時の隔離期間も様々であるため、チューター活動開始日が留学生によって異なった。そのため、来日直後のサポートを担当の留学生チューターが行えないことも多々あり、その際に留学生チューター補佐や、担当留学生が来日できていないチューターに臨時的に活動をしてもらう事例が多々あった。また、友人同士で留学生チューターに参加している学生や、留学生同士が親しい場合に、複数の留学生と留学生チューターで活動を行っていることが実績報告書により確認できており、自然偶発的に多対多の活動が生まれている。一方で、2021年の留学生のアンケート調査結果同様、留学生がサポートを必要とせず、関係が疎遠になりつつあるペアも見受けられる。水本・池田（2005）では、留学生チューターを確保するために、留学生チューター活動がチューターにとって教育的意義がある活動であることを証明することが重要であると述べているが、本学においては、留学生に対しても国際交流の体験として意義のある活動であることを証明する必要があるだろう。留学生にとって留学生チューター制度は、自身の生活や学習においてサポートを受ける活動であるとの認識から、サポートしてもらうことはないとする留学生がいるのであろう。しかし、チューターの日本人学生にとって国際交流体験になり得る活動は、同時に留学生にとっても日本人とのつきあい方を学ぶ国際交流体験の場であると言えよう。今後は、留学生にとっても支援を受ける制度としての認識から、日本や日本人について知るための異文化理解体験の場であるとの認識を持たせるため、留学生とチューターの相互理解を図る場を設けることを検討したい。

VI. おわりに

2021年度の留学生数は、新型コロナウイルスの影響で例年よりも少なく、十分なデータが得られていない。しかし、チューターの教育的意義や本学の留学生チューター制度に改善が必要であることは、これまで先行研究で指摘されてきたことと同様の結果が得られた。2021年度調査の結果と、2022年の改善点を踏まえ、さらなるチューター制度の改善のための協議には時間を有し、大きな改善へと踏み出すことができていないのが現状である。今後は、留学生だけでなく、チューターのための制度としても活用し、学内の国際交流を促進するための制度となるよう検討していく。

文献

- 1) 上田博司・藤本浩子. チューター制度の現状と課題-大阪大学大学院人間科学研究科・人間科学部におけるチューター実績調査より-. 大阪大学国際教育交流研究論集, 2013, 17, 31-41. DOI: 10.18910/50698
- 2) 大塚薫. チューター制度の構築における課題-アンケート調査結果からの検証-. 高知大学留学生教育, 2013, 7, 83-102.
- 3) 濱田龍之介・根本直弥・山崎瑞紀. 留学生と日本人チューター制度の試験的導入とその効果. *Journal of Information Studies*, 2012, 13, 117-121.
- 4) 田中里奈・椎名渉子. 留学生を対象としたチューター制度の現状と課題-フェリス女学院大学を例として-. フェリス女学院大学文学部紀要, 2019, 54, 61-78.
- 5) 文部科学省 (2011) 「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/46/siryo/_icsFiles/afieldfile/2011/08/09/1309212_07_1.pdf (令和4年7月8日)
- 6) 瀬口郁子・田中圭子. チューター制度の運用に対する提言-満足度と教育的効果の観点からの一考察-. 留学生センター紀要, 1999, 6, 1-17. DOI: 10.24546/00230617
- 7) 小林浩明. チューター制度の改善と留学生アドバイジング. 北九州市立大学国際論集, 2007, 5, 53-62.
- 8) 伊藤恵美子. チューター制度の改革について-新制度と旧制度との比較-. 下関市立大学論集, 2009, 53, 91-98.
- 9) 田中共子. 日本人チューター学生の異文化接触体験: ソーシャル・サポートとソーシャル・スキルおよび自己の成長を中心に. 広島大学留学生センター紀要, 1996, 6, 85-101.
- 10) 公立学校法人下関市立大学ホームページ
https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/kkc/kf_tutor.html (令和4年7月8日)
- 11) 水本光美・池田隆介. 日本人学生は学部留学生のためのチューター活動を通じて何を学んだのか. 北九州市立大学国際論集, 2005, 3, 79-86.
- 12) 園田智子. チューター活動における日本人学生と留学生の異文化間理解-チューター活動実施後アンケートの自由記述分析から-. 群馬大学留学生センター論集, 2008, 8, 1-12.



JOURNAL OF INCLUSIVE EDUCATION

EDITORIAL BOARD

EDITOR-IN-CHIEF

Changwan HAN
Shimonoseki City University

EXECUTIVE EDITORS

Aiko KOHARA
Shimonoseki City University

Atsushi TANAKA
Sapporo Gakuin University

Chaeyoon CHO
Shimonoseki City University

Eonji KIM
Miyagi Gakuin Women's University

Haejin KWON
University of the Ryukyus

Hideyuki OKUZUMI
Tokyo Gakugei University

Ikuno MATSUDA
Soongsil University

Kazuhito NOGUCHI
Tohoku University

Keita SUZUKI
Kochi University

Kenji WATANABE
Kio University

Kohei MORI
Mie University

Liting CHEN
Meiji University

Mari UMEDA
Miyagi Gakuin Women's University

Mika KATAOKA
Kagoshima University

Nagako KASHIKI
Ehime University

Naotaka WATANABE
Shimonoseki City University

Shogo HIRATA
Ibaraki Christian University

Takahito MASUDA
Hirosaki University

Takashi NAKAMURA
University of Teacher Education
Fukuoka

Takeshi YASHIMA
Joetsu University of Education

Tomio HOSOBUCHI
Saitama University

Yoshifumi IKEDA
Joetsu University of Education

EDITORIAL STAFF

EDITORIAL ASSISTANTS

Haruna TERUYA University of the Ryukyus

Natsuki YANO University of the Ryukyus

as of April 1, 2022

JOURNAL OF INCLUSIVE EDUCATION

VOL.11 AUGUST 2022

© 2022 ASIAN SOCIETY OF HUMAN SERVICES

Presidents | KOHZUKI Masahiro & LEE, Sun Woo

Publisher | Asian Society of Human Services
#303, Kokusaiboueki Bld.3F, 3-3-1, Buzenda-cho, Shimonoseki, Yamaguchi, 750-0018, Japan
E-mail: ash201091@gmail.com

Production | Asian Society of Human Services
#303, Kokusaiboueki Bld.3F, 3-3-1, Buzenda-cho, Shimonoseki, Yamaguchi, 750-0018, Japan
E-mail: ash201091@gmail.com

JOURNAL OF INCLUSIVE EDUCATION
VOL.11 AUGUST 2022
CONTENTS

ORIGINAL ARTICLES

- A Survey of the Teachers-Parents Relationship Building and Parent Training in Homebound Instruction for Students with Disabilities in China; Analysis from the Point of View of Homebound Instruction Teachers
Qingtong WANG, et al. 1
- Difficulties felt by school staff in supporting children with medical care needs
Reiko HATAKEYAMA, et al. 15
- Survey on Support Needs of Braille-reading Students in Inclusive Higher Education in China
Xin WANG, et al. 29
- Effects of Simulation Exercises for Nursing Students Who Has not Experienced Clinical Training During COVID-19; An ARCS-Model Evaluation
Chizuru YAMAZAKI, et al. 43
- Effective Feedback Methods for Teachers in Field Training in Senior High Schools for Special Needs; From a Survey of Special Needs School in Akita Prefecture
Aya IMAI, et al. 56
- A Historical Study of the Beginnings of taking special classes in Japan; Focusing on Teacher Practice, Parent Movement, Professional Participation, and Educational Administration Across Disability Types
Erika HAMA 68
- Consideration on Qualitative Changes in the Job Application Before and After the COVID-19 Pandemic; Focusing on Qualitative Changes in Question Items
Megumi UENO, et al. 83

REVIEW ARTICLE

- Study on Change in School Enrollment Status of Children with Muscular Dystrophy in Schools for Children with Special Needs in Japan; Judging from a Trend of Education Policy and Medical Technology
Yukino NIITSU, et al. 94

SHORT PAPER

- Analysis of Environmental Factors Influential on the Formation of Concepts in Infancy; Use of CRAYON BOOK Data
Kiyomi UTAGAWA, et al. 110

ACTIVITY REPORTS

- Assumed Factors of Speech Suppression in a Child with a Cerebral Palsy
Reiko FUJIMURA, et al. 121
- The Current Situation and Issues of Tutorial System for International Students; Shimonoseki City University Case Study
Yukari INOMATA, et al. 131
- Educational Practice on understanding of a shape for Childhood; Based on the Perspective of Number Concepts of the CRAYON BOOK
Naomi OKADA, et al. 141